

「自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会」規約

平成 30 年 月 日

(名称)

第1条 この検討会は、自転車の運行による損害賠償保障制度のあり方等に関する検討会(以下「検討会」という。)という。

(目的)

第2条 検討会は、「自転車活用推進法」の附則第3条第2項に基づき「自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度」の必要性や様々な課題について、専門的見地から意見を聴取することを目的とする。

(委員)

第3条 検討会の委員は、別紙のとおりとする。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

2 委員長は、事務局から推薦し、委員による確認により定める。

3 委員長は、検討会の議長となり、議事の進行に当たる。

4 委員長に事故があるときは、委員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(事務局)

第5条 検討会の事務局は、自転車活用推進本部事務局が行う。

(委員等以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員等以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第7条 検討会は、原則として公開とし、議事概要、議事録は、会議後ホームページで公開する。ただし、特段の理由があるときは、会議を非公開とすることができる。

(雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、検討会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。